



事業者の皆様へ

労働安全・衛生コンサルタント
をご利用ください。



労働安全・衛生コンサルタントとは

- 昭和47年に労働安全衛生法に基づいて創設されました。
- 労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの名称の下に、事業者の求めに応じ、報酬を得て安全衛生診断や指導を行います。
- もっとも得意な分野を示すものとして労働安全コンサルタントには、機械・電気・化学・土木・建築、労働衛生コンサルタントには、保健衛生・労働衛生工学の区分があります。

労働安全・衛生コンサルタントに依頼すると
こんなメリットがあります。

労働災害が発生したとき

安全衛生管理活動が停滞
してると感じたら

安全衛生管理特別指導事
業場の指定を受けたとき

こんな時悩んだら

安全衛生教育の講師を探
しているとき

計画の届けを提出するとき

安全衛生管理規定等の作
成で困ったとき

機械設備・作業環境等の
改善を行うとき

コンサルタントの活用を

適切な健康診断機関や作
業環境測定機関を選定し
たいとき

工場新設や新技術を導入
するとき

安全衛生上の問題で相談
相手に悩んだとき



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

岡山支部(事務局)下記ホームページ

<https://www.jashcon-okayama.com>
で検索ください。